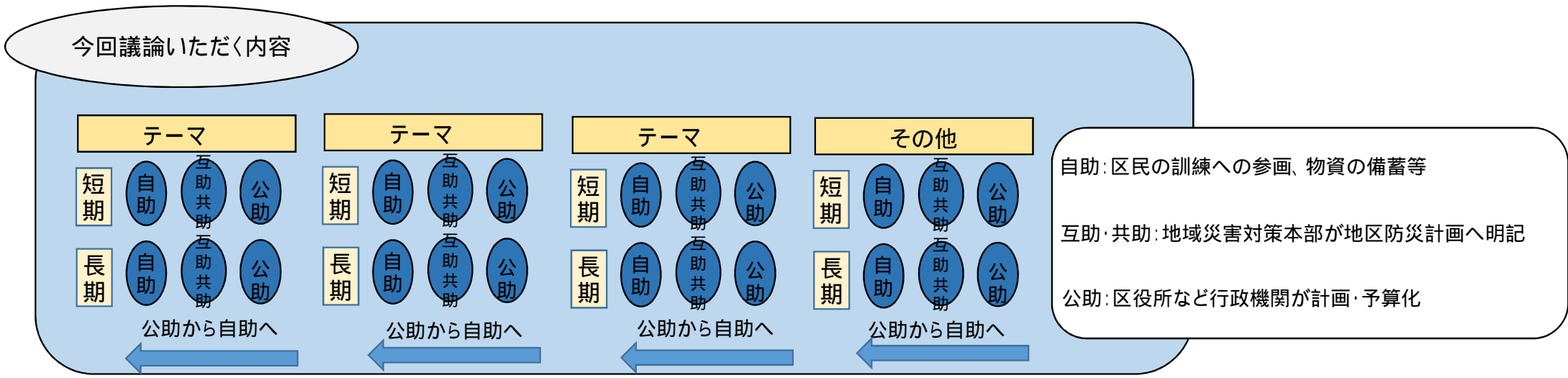
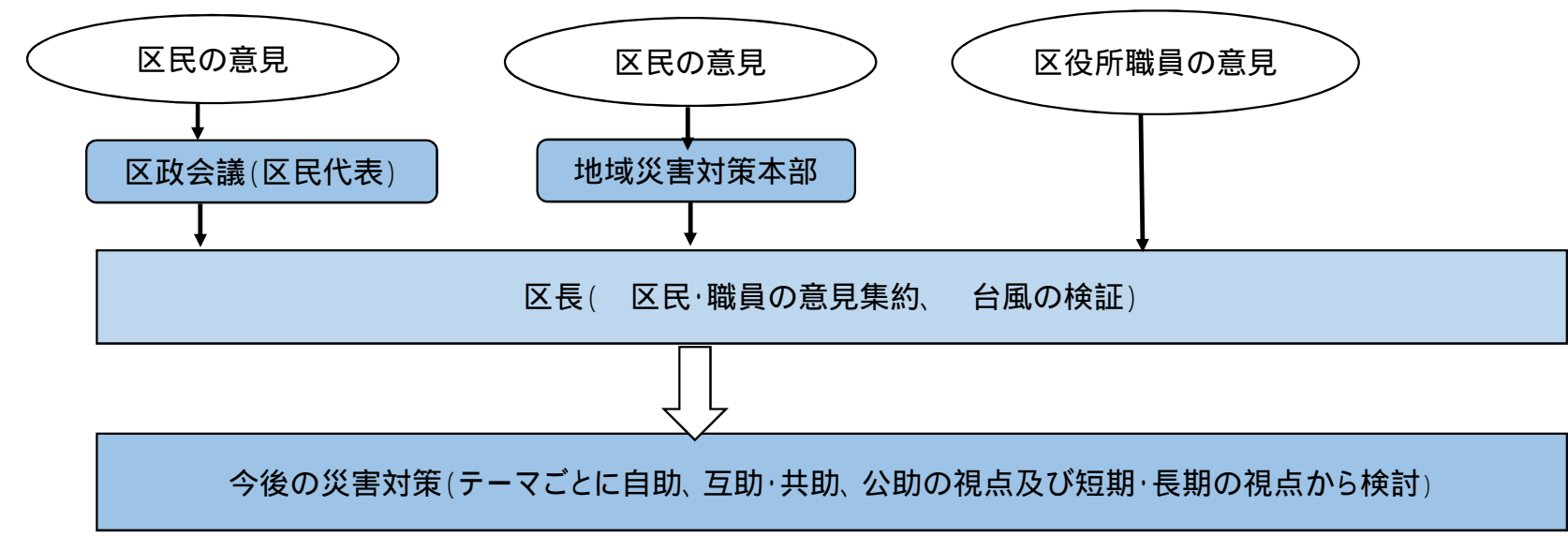


台風21号の検証を踏まえた今後の災害対策について(自助、互助・共助、公助の視点から)



台風 21 号にかかる課題の検証について

平成 30 年 9 月 4 日に近畿地方に接近・縦断した台風 21 号は、大正区にも大きな被害をもたらしました。特に、これまでに経験したことのないような暴風と広範囲・長期間に及んだ停電が区民の生活に大きな影響を及ぼし、改めて防災・減災体制のあり方が問われたところであり、具体的には次に掲げるような課題が明らかになりました。

今後、大正区役所として、地域自主防災組織の役員や区政会議委員の皆様のご意見、職員の意見を踏まえ、具体的方策について自助、互助・共助、公助の視点から検討を行い、有効な災害対応の構築を図ってまいります。

1 区役所からの情報発信に関する課題について

・区役所からは、ホームページ・SNS（ツイッター、フェイスブック）による緊急情報等の広報、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）による避難所開設の広報等を行いましたが、結果として区民に行き渡らなかった、また高齢の方々からインターネットは見ないのでわからないとの指摘をいただいています。

・一方、地域自主防災組織本部長に対しては、小学校の避難所の開設・閉鎖等の情報を連絡しましたが、防水シートの配布等、区民の皆様が必要とする情報についてはお伝えできていませんでした。

・また、防災行政無線（屋外スピーカー）の言葉が聞き取りにくいとのご指摘を多々いただいています。遮音性の高い住居や高層建築物の増加、騒音の影響等、都市部特有の事情も相まって、音が伝わりにくい環境になっています。



（課題）

- ・区役所からのきめの細かい情報発信方法の検討
- ・災害への備えに関する啓発の強化
- ・防災行政無線（屋外スピーカー）の音達改善

・地域自主防災組織への情報共有や、区民に対して日頃からの「災害への備え」を促進するよう広報の強化、また、隅々まで情報が伝わるためには、区民自らが必要な情報を収集できるよう地域での普段の関係づくりを構築していく必要性が明らかになりました。

・防災行政無線については、平成 31～32 年度にかけて予定しているデジタル化に併せて、音達改善（スピーカーの性能向上やアンプの出力増大）を実施する必要性が明らかになりました。

2 区と地域・関係機関との情報連絡体制に関する課題について

地域との連絡体制については、M C A無線を使用して地域自主防災組織への通信を行いました
が、つながった地域はありませんでした。



(課題)

・区役所と地域、学校園、医療・福祉関係機関との間の情報連絡体制について各地区防災計画及び大正区地域防災計画への明記の必要性

- ・地域自主防災組織との間で定期的な無線通信訓練実施の必要性が明らかになりました。
- ・区災害対策本部と地域・学校園との間の指揮命令系統について、現在各地域で策定を進めている地区防災計画において明記し、毎年の防災訓練によりその有効性を確認する必要性が明らかになりました。

3 災害時避難所の開設に関する課題について

台風最接近の当日(9月4日)に区役所2階さわやか広場を待機場所として開放し、翌日(9月5日)に災害時避難所を区内小学校10か所で開設して、水・トイレの提供、携帯電話の充電に対応しました。



(課題)

・避難所開設・運営にかかる区と学校園、地域のそれぞれの役割や指揮命令系統などの整理
・地域が地域対策本部(避難所)を設置する際の基準や手順を定めておく必要性
・住家の被害はなくとも「不安」を感じている住民等への対応の整理
・避難所の安全確認の実施

- ・平日昼間よりも休日夜間に災害が発生する割合のほうが高く、地域自主防災組織により災害時避難所を開設していただくことになるため、設置の基準や手順を定めておき、地区防災計画に明記しておく必要があります。
- ・設置の基準を定めるにあたっては、台風上陸前の避難所開設も含めて、不安を感じ避難を希望する方への対応も併せて検討する必要性が明らかとなりました。
- ・また、体育館の窓ガラスが破損した学校があり、必ずしも避難所が安全ではないことから、避難所となる施設の安全確認の手順についても明記しておくことの必要性が明らかになりました。

4 被災状況の把握に関する課題について

停電情報に関しては、区役所からも関西電力九条営業所への電話連絡を続けましたが、なかなかつながらず区民の皆様からの問い合わせにお答えすることができませんでした。(4日夜にコールセンターにつながりましたが、停電情報公開サービスのシステムダウンのため状況不明という回答でした。)

当該システムが復旧した後も、電柱から各家庭の設備への引込線に関する部分については状況が把握できず、同じ地域でも復旧したところとそうでないところが混在し、地域からお寄せいただいた情報をもとに現地確認を行い、サポートの必要性の有無等の把握に努めてきたところです。



(課題)

- ・公益企業(関西電力等)との連絡方法の確保によるライフラインの状況の把握
- ・区内の被災状況の把握方法(しくみ)の構築

- ・区役所が区内の被災状況をすべて把握し区民に提供することは困難であることから、区民自らが必要な情報を収集し、知り得た情報に基づき適切な行動を取ることができるよう行政がサポートするしくみづくりの必要性が明らかとなりました。
- ・その手段の一つとして、インターネット等を利用した新たな情報収集・発信ツールについても検討が必要です。

5 災害時要援護者の支援に関する課題について

・区社協への委託事業により整備・管理している要援護者名簿をもとに、地域への個人情報の提供に同意している方の名簿をそれぞれ各地域の民生委員に提供していることから、6月の大阪府北部地震に引き続き、台風21号の際も名簿に登録されている方の安否確認を民生委員に依頼しました。

しかしながら、民生委員と連絡が取れなかったケースや委員ご自身が被災され対応が困難となったケースがありました。

・また、大規模な停電が地域によっては長期間にわたり継続したため、高層住宅にお住まいの方の生活に大きな影響が出ました。



(課題)

- ・平時の福祉的見守りと災害時の支援を一体化したシステムの構築
- ・エレベーター停止時の、高層住宅居住の要援護者に対する安否確認の方法の検討

- ・民生委員だけで災害時要援護者の支援を行っていただくのは困難であり、地域において平時の福祉的な見守りと災害時の支援を一体的に行う体制をつくっていただき、個別支援プランを作成して避難支援を行うことの必要性が明らかになりました。
- ・地区防災計画においても災害時要援護者の支援を盛り込むことの必要性が明らかになりました。

・高層住宅居住の要援護者対策については、水や食料の備蓄など、日頃からの災害への備えとともに、町会等のコミュニティづくり、見守り体制づくりの必要性が明らかとなりました。

6 区役所において対応策を検討・実施する課題について

以下の各課題については、職員から出された意見をもとに具体策を検討・実施します。

区民からの相談受付対応に関すること

(課題)

- ・区民からの問い合わせ窓口の設置場所・電話番号の取り決め、周知のあり方
- ・庁内の情報共有（区から発信している情報、受け付けた相談内容とその対応方法等）のあり方
- ・区民からの相談への対応（関係機関へのつなぎ方等）の整理

災害時の区民からの相談・問い合わせへの対応について、関係機関の連絡先の案内にとどめるのか、区役所職員がまとめて関係機関に伝達するのかなどの整理の必要性が明らかとなりました。

物資の備蓄・供給に関すること

(課題)

- ・物資の備蓄・供給に関する区役所・地域・区民それぞれの役割の整理

災害に備えた物資の備蓄・供給について、区役所・地域・区民のそれぞれの役割を検討・整理し、大正区地域防災計画に明記する必要性が明らかになりました。

職員の動員体制に関すること

(課題)

- ・区災害対策本部設置・解除の判断基準の明確化
- ・動員体制の運用、各班の任務の明確化
- ・発災時における通常業務実施に関する判断基準の明確化

区災害対策本部編成表の各班の担当業務の見直しや体制について検討する必要性が明らかになりました。

被災証明発行業務に関すること

(課題)

- ・被災証明申請受付、実地調査、発行業務の体制の検討
- ・被災証明に関する知識の共有、区民への周知方法の検討

今回の対応の課題について整理し、迅速・効率的な対応が可能となるよう業務体制の構築に向けた検討を行う必要性が明らかになりました。

台風21号の検証を踏まえた今後の災害対策について（自助、互助・共助、公助の視点から）

「短期」は、概ね次の台風シーズンまでを目途として実施を決定する対策、「長期」はそれ以降に実施を決定する対策

| 項目 | 検討期間 | 自助 (区民が主体となって行うこと) | 互助・共助 (地域災害対策本部が主体となって行うこと) | 公助 (区役所等行政機関が主体となって行うこと) |
|-------------------|------|---|--|--|
| 区役所からの情報発信 | 短期 | <ul style="list-style-type: none"> 区民自身が必要な情報は自ら収集するという意識を持ち行動する。 | | <ul style="list-style-type: none"> 「何を発信するのか。」、「何を情報収集するのか。」について、改めて整理し、情報の発信・収集目的を明確にする。 平時から防災行政無線(屋外スピーカー)を活用する。 |
| | 長期 | | <ul style="list-style-type: none"> 電話や無線に頼らない別途の情報受信手法を確立する。 地域住民に対して、必要な情報を自ら収集し、周りに伝えようとする意識を浸透させる。 地域において、例えば町会長と班長等との間の連絡網を確立し、その活用を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな情報発信ツールの開拓と整備を行う。 区民に対して、日頃から自ら情報を収集することの大切さを周知し、自助への意識を常に持つよう促す。 自助ガイドラインを作成し、その周知を行う。 区役所からの情報がどこに掲載されているかということを広く区民に周知する。 防災行政無線(屋外スピーカー)の音達改善を図る。 |
| 区と地域・関係機関との情報連絡体制 | 短期 | <ul style="list-style-type: none"> 区民自身が必要な情報は自ら収集するという意識を持ち行動する。(再掲) 地区防災計画を確認、理解する。 町会への加入や地域活動に参加するなど地域との普段の関係づくりを構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> 区役所と地域、学校園等との情報連絡体制について地区防災計画に明記する。 地区防災計画策定の広報を行う。 地域住民に対し地域活動への参加の呼びかけを強化する。 | <ul style="list-style-type: none"> 区民の地域活動への参加を促進するよう広報・啓発を強化する。 区役所職員への定時情報伝達（館内放送、無線、ペーパー等）〔指示ではなく、総合的な情報提供〕を行い、職員全体が同一情報を共有して、対応に当たる体制を構築する。 |
| | 長期 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民に対して、必要な情報を自ら収集し、周りに伝えようとする意識を浸透させる。(再掲) 地域において、例えば町会長と班長等との間の連絡網を確立し、その活用を促進する。(再掲) 区総合防災訓練を通じて、区災害対策本部と地域、学校園等との間の指揮命令系統が有効に機能していることを定期的に確認する。 | <ul style="list-style-type: none"> 区民に対して、日頃から自ら情報を収集することの大切さを周知し、自助への意識を常に持つよう促す。(再掲) 区役所からの情報がどこに掲載されているかということを広く区民に周知する(再掲)。 地域における連絡網の確立・活用の促進を行う。 区役所など行政機関からの情報を提供する場を設けて、それを見た人が見ていない人に伝える方策を検討する。 区役所と地域、学校園等との情報連絡体制について大正区地域防災計画に明記する。 地域災害対策本部との間で定期的に無線通信訓練を実施する。 区総合防災訓練を通じて、区災害対策本部と地域、学校園等との間の指揮命令系統が有効に機能していることを定期的に確認する。 区役所職員が(情報収集・伝達の面で)区民から顔の見える(頼りやすい)存在になる。 |

| | | | | |
|------------|----|--|---|---|
| 災害時避難所の開設 | 短期 | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時避難所を設置する際の基準や手順を定め、地区防災計画に明記する。 ・地域災害対策本部が、地区防災計画に明記された避難所の安全確認を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画の策定にかかる関係部署との調整や、各地域への支援を行う。 ・避難勧告等の発令にかかる基準について広報する。 ・風水害の際の災害時避難所の開設基準を作成する。(地域の集会施設も含めて) |
| | 長期 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民自身が地区防災計画に基づいた防災訓練に参加する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で地区防災計画に基づいた防災訓練を実施する。 ・区総合防災訓練を通じて、区災害対策本部と地域、学校園等との間の指揮命令系統が有効に機能していることを定期的に確認する。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・区総合防災訓練を通じて、区災害対策本部と地域、学校園等との間の指揮命令系統が有効に機能していることを定期的に確認する。(再掲) |
| 被災状況の把握 | 短期 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・青パト、公用車の巡回により被災状況の把握を行う。 ・公益企業(関西電力等)との連絡方法を確保し、ライフラインの状況を把握する。 |
| | 長期 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民自らが必要な情報を収集し、知り得た情報に基づき適切な行動を取る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、例えば町会長と班長等との間の連絡網を確立し、その活用を促進する。(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・区役所からの情報がどこに掲載されているかということを広く区民に周知する。(再掲) ・日頃から自ら情報を収集することの大切さを周知する。(再掲) ・地域における連絡網の確立・活用の促進を行う。(再掲) ・区役所職員が(情報収集・伝達の面で)区民から顔の見える(頼りやすい)存在になる。(再掲) |
| 災害時要援護者の支援 | 短期 | <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者自らが日頃から地域住民と交流を図る。 ・要援護者自身が、緊急時の連絡先や服薬リストなど見守りに必要な情報の確認とリスト化、避難時持ち出し物品の確認、災害時の避難経路・避難場所の確認を行う。 ・特に、高層住宅居住の要援護者については、水や食糧などの備蓄を心がける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政で把握していない近隣の要援護者情報を把握する。 ・近隣住民によるコミュニティづくり(顔の見える関係づくり)を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者名簿を整備し、地域に提供する。 ・区社協、地域包括支援センター、介護サービス事業所等との連携を強化する。 |
| | 長期 | <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者自らが自分自身の安否を伝達する相手の確認を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平時の福祉的見守りと災害時の支援を一体化した要援護者支援システムを構築する。 ・災害時要援護者の支援を防災訓練のプログラムへ組み入れる。 ・個別支援プランを作成する。特に、高層住宅居住の要援護者に対する安否確認などの支援については、エレベーターが停止した場合も想定して、あらかじめ決めておく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平時の福祉的見守りと災害時の支援を一体化した要援護者支援システムの構築に向けバックアップする。 |

| | | | | |
|-----|-------------|--|---|--|
| その他 | 区民からの相談受付対応 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区民への的確な相談対応を行うための体制をつくとともに、大規模な災害が発生した場合は、区民からの問い合わせ窓口（窓口は2階さわやか広場、電話での問い合わせ先は総務課（4394 - 9683））を速やかに設置し周知を行う。 短期 ・区民からの相談・問い合わせへの対応について、関係機関の連絡先の案内にとどめるのか、区役所職員がまとめて関係機関に伝達するのかなどの整理を行う。 短期 |
| | 物資の備蓄・供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民自身が災害時の避難に備え、日頃から最低限の物資の備蓄を心がける。 短期 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、日頃からの物資の備蓄に関して啓発を行う場を持つ。 長期 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた備蓄について区民への啓発を強化する。 短期 ・物資の備蓄・供給について、区役所・地域・区民それぞれの役割を検討・整理し、区地域防災計画に明記する。 長期 |
| | 職員の動員体制 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・区災害対策本部編成表の各班の担当業務の見直しや動員体制の運用について検討する。 短期 ・職員動員体制や防災訓練の考え方について、平日昼間よりも夜間・休日のほうが発災する確率が高い（約70%）ことを前提としたものへシフトさせる。 短期 |
| | 被災証明発行業務 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・被災証明発行業務にかかる問題点を整理し改善に向けた議論を行う。 短期 ・区民に対し被災証明に関する正確な情報を提供する。 短期 |